

北嶋利則代議員
(千葉電気分会)

9月18日の第89回定期全国大会及び10月10日の第34回定期東日本大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国労結成から初となる書面大会として行われた。初の書面大会で、千葉地本選出の4名の代議員が送った発言原稿を簡略し掲載する。

次代を担う人に何を残すか

国 学 ちば

国鉄労働組合
千葉地方本部
発責 横尾 智
編集 安田 正浩
【電話】
JR 2930 FAX 2934
NTT 043(238)5963
FAX 043(238)5967

國労で 守り勝ち取る

JR 30年を検証する
用者の利便性や安全を
脅かす各種施策に対し
駅頭宣伝行動を取り組
んでいる。「JRの利
便性の向上」と「安全・
安定輸送」の確立に向
けた自治体決議を勝ち
取り、JRの政策の変
更を求め、地域の仲間
と運動を強化している。
中で、会社間・地域間・
雇用形態などあらゆる
格差がJRだけでなく、
すべての労働者・利用
者へも悪影響を及ぼし
ていることが明らかに
なっている。

新型コロナウイルス
の感染拡大は徹底した
利潤追求・効率化で余

一変革20027】は、
層の効率化と生産性の
向上を叫び、その先に
労働者の幸せがあると
訴える。さらにコロナ
に便乗し会社は合理化
の速度を速めている。
超低額であつた夏季手
当ては7割の社員が労
組未加入、要求もして
いない労使関係が生ん
だ回答。社会の仕組み
を教えるながら組織拡大
に向け奮闘する。

5年ビジョンが掲げられたが、次代を担う若手に何を残し、どう組織化を図るかが課題。

裕のない社会全体に警鐘を鳴らし、補償のない自肃要請で倒産する企業が続出する中で、働き方改革が暴走をはじめている。

喫緊の課題である組織拡大、強化は社会全体と一体となつた取り組みが必要であり、いざるを得なく何のためのオフピーク導入か?若い人は「前より超勤は減っている。でも本當はもう少しやりたい」という。減っているのは形だけで要員不足と業務量の増大による超

勤が導入された。早出は7時30分～16時00分、遅出は10時00分～18時30分の勤務。遅出は超勤が減少したが、早出は2時～4時間の勤務。

間と接点を持ち、世話を
活動を意識し、国労組織
拡大を念頭において活動
をしていきたい。

J A L 不
当解雇撤回
闘争が10年
を迎える。

起と実践を求める。納得できる運動の振興

よいよ正急場を迎えている。
一緒に変えよう！変えたい！の思いの重なりを大事に考え、魅力度を大事に考える運動が必要だ。本部はもっと踏み込んだ方針、提起、覚悟が必要と思われる。財政と組織がいよいよ困難を極めているが、國労らしい運動とは何を指すのかが見えてこない。

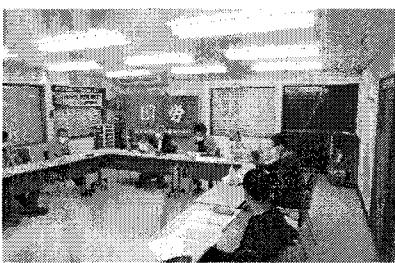
（新浦安分会）
社員代表選挙はJ-E-Sの5つの駅務管区で、どの選挙区でも組合員数以上の票を獲得し全員が当選した。
千葉みなと駅など、一人勤務の職場で輸送混乱が起きたのはすすべがない。接続するモノレール

間と接点を持ち、世話を活動を意識し、国労組織拡大を念頭において活動をしていきたい。

とが私たちの仕事だ。巡回周期の延伸や、モニタリング装置では現場の変化や見えない所も出ている。人間の目で見るという一番確実で基本的な部分が残るに。列車の安全安定輸送のため、何よりも自分たちが安心して働き続けるため、若い仲

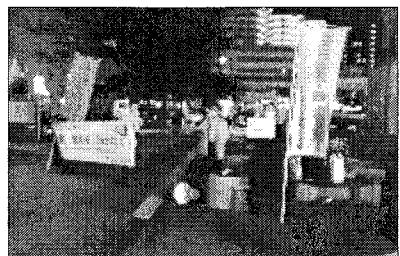
勤問題は解決していく。分会として業務量と現在の要員の中で社員が抱えている問題について追求していく。

しかし、ここからが本当の闘いになるのかも知れない。組合員一人ひとりの生活や家族、身近な人との支え合いなど、ひざを突き合わせて話をしないと聞えないので。泣く泣く闘いをやめなくてはならない仲間。考え方も様々、



10月8日、地本大会
議室において両分会の
交流会が開かれた。
冒頭、この集会を計
画された鈴木さんは
「今年の2月に新浦安
分会の高橋さんへ交流
会を開いたが、非常に
好評だった」と話す。
半場分会長と坂本分
会長より、分会の成り
立時の説明を受け時
の流れを痛感した。

新浦安分会・蘇我運輸区分会交流会



10月16日、執行委員会終了後に先月と同じく稻毛海岸駅頭で宣伝行動を行った。新型コロナウィルス感染症の影響により未定としてきた、2021年3月期の業績予想は会社発足以来初めての通期大幅赤字という非常に厳しい内容となつたJR東日本は社員の皆さんへと「変革のスピード」

アップ・サステイナブルなJR東日本グループをめざして、「」を発表した。収入の確保にこだわり業務委託の拡大、窓口閉鎖からゴミ箱撤去、ワンマン運転拡大導入など利用者へのサービス切り捨てや安全性が失われる施策の実態を訴え用意した300枚のビラはまたたく間に配り終えた。

みどりの窓口廃止反対！

交流の中では、お互いの仕事の中身を理解しようと持ち寄った資料の中から「『2ボツ』って何?」と疑問の声が。乗務員さんから説明をされると一気に交流会が盛り上り、武藏野線の乗り換えは駅の案内放送を聞いてから言い方を変える。ダイヤ混乱のときの乗務員の運用の仕方に問題がある。などの意見が出された。その後、場所を移し交流を深めた。

この一回だけで終わることなく、次回は若い乗務員にも声をかけて交流していくことを決めてお開きした。

社員代表選挙の取り組み③

過半数代表者の選出方法

①過半数代表者の選出にあたっては、正社員だけでなく、有期雇用労働者や短時間労働者(パートやアルバイト等)を含めたすべての労働者が手続きに参加できるようとする必要がある。

②過半数代表者の選出手続きは、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続き(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議)がとられている必要がある。

③会社(使用者)が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選出した場合には、その人が36協定を締結するために選出されたわけではないので、36協定は無効になる。この場合は改めて36協定の締結当事者となることの信任を得る必要がある。

※会社は、過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと、過半数代表者として正当な行為をしたことを理由に解雇、賃金減額、降格等不利益な取り扱いをしてはならない。

JRの安全と利便性の向上を求める「利用者アンケート」の取り組み

- ☆ QRコードも活用できます
- ☆ 最終集約は12月中旬です。
- ☆ 家族・地域へも広げましょう。

社員代表選挙の取り組み②

「過半数代表者」の要件

(1)改正前

労働者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ①監督または管理の地位にある物でないこと。
- ②法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。

(2)改正後

労働者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- ①監督または管理の地位にある者でないこと。
- ②法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、使用者の意向に基づき選出された者でないこと。

- ③使用者は、過半数代表者が法に規定する協定等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

(佐川)